

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には、当該改正後部分へ改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(企業出納員の設置及び任命)</p> <p>第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 企業出納員が停職を命じられたとき又は出張、休暇、欠勤等のため引き続きその職務を行うことができないときは、その事務の全部を代理させるため代理企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>経営企画課長補佐</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(出納事務の委任等)</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の出納取扱員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次項の規定による施設の出納取扱員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、小切手を振り出し、又は出納取扱金融機関に対してインターネットバンキングによる口座振替の通知を行うこと。</p> <p>(7)～(8) 略</p>	<p>(企業出納員の設置及び任命)</p> <p>第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 企業出納員が停職を命じられたとき又は出張、休暇、欠勤等のため引き続きその職務を行うことができないときは、その事務の全部を代理させるため代理企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>総務課長補佐</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(出納事務の委任等)</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の出納取扱員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次項の規定による施設の出納取扱員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、小切手を振り出し、又は出納取扱金融機関に対してファームバンキングによる口座振替の通知を行うこと。</p> <p>(7)～(8) 略</p>

(インターネットバンキング)

第85条 局本庁の企業出納員は、第76条第1項の規定による口座振替の通知を出納店所定のインターネットバンキングの方法により、データ通信で行うことができる。

2 局本庁の企業出納員は、前項の規定によりインターネットバンキングを行う場合において、通信されたデータの確認に供するため、その職印に相当するパスワードを出納店所定の様式によりあらかじめ出納店に通知しなければならない。

別表第1(第3条関係)

専決事項	専決区分		次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等								
	消費税及び							○	
	地方消費税								
	看護師養成費								
	看護師養成与費								

(ファームバンキング)

第85条 局本庁の企業出納員は、第76条第1項の規定による口座振替の通知を出納店所定のファームバンキングの方法により、データ通信で行うことができる。

2 局本庁の企業出納員は、前項の規定によりファームバンキングを行う場合において、通信されたデータの確認に供するため、その職印に相当するパスワードを出納店所定の様式によりあらかじめ出納店に通知しなければならない。

別表第1(第3条関係)

専決事項	専決区分		次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等								
	消費税及び							○	
	地方消費税								
	看護師養成費								
	看護師養成与費								

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

